

昭和二十五年農林省令第八十七号

牧野法施行規則

牧野法（昭和二十五年法律第百九十四号）を実施するため、並びに同法及び牧野法施行令（昭和二十五年政令第二百四十四号）第二条第一項の規定に基き、牧野法施行規則を次のように定める。

第一条 削除

（牧野管理規程を定めるべき牧野の指定）
都道府県知事は、牧野法施行令（以下「令」という。）第二条第一項第二号の規定により牧野を指定するには、次に掲げる事項を公示するものとする。指定を取り消すときも、また同様とする。

一 牧野の所在、地番及び地目

二 指定の年月日

（公聴会）

第三条 牧野法（以下「法」という。）第三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出をしようとする者は、異議の要旨及び理由を記載した申出書を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 前項の「仔畜」とは、牛及び馬にあつては生後一年未満のもの、めん羊、山羊及び豚にあつては生後六箇月未満のものとする。

並びにその期日及び場所を公示しなければならない。

第四条から第八条まで 削除

（牧野管理規程の届出）
第九条 法第三条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による牧野管理規程の届出は、次に掲げる書類を添付してしなければならない。ただし、当該届出が牧野管理規程の変更に関するものであるときは、次の各号に掲げる書類のうち当該変更に係るもののみを添付すればよい。

一 牧野に設定されている権利の種類及び内容（所有権以外の権原に基づき牧野を管理する場合にあっては、当該牧野の所有者の氏名又は名称及び住所）
二 牧野の所在、地番、地目、地況、地積及び牧野用施設の箇所を記載した現況図
三 牧野の現況説明書及び利用状況説明書
四 法第三条第四項の公聴会を開いた場合については、当該公聴会の経過の概要

第十一条 農林水産大臣（第二十五条の規定により法第三条第六項において準用する場合を含む。）の規定による権限が地方農政局长に委任されている場合にあっては、当該地方

農政局長（又は都道府県知事は、法第三条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を公示するものとする。）

一 牧野の所在、地番及び地目
二 届出の受理の年月日
（認容頭数の換算方法）

二 届出の受理の年月日

（認容頭数の換算方法）

（牧野の所在、地番及び地目）
（公聴会）
（立入検査の通知）

げる書類を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

一 法第九条第一項の規定による指示書の写しの規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 牧野の所在、地番及び地目
二 届出の受理の年月日
（認容頭数の換算方法）

（立入検査の通知）

（権限の委任）

一 法第三条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに第六条第一項及び第二項の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、法第三条第七項並びに第六条第一項及び第二項の規定による権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

（施行期日）

附 則 (平成二二年九月一日農林水産省)

(施行期日) 附則(第八二号)抄

様式第二号(第二十一条関係)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日農林水産省令第一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和二年二月二一日農林水産省令第一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年一〇月二二日農林水産省令第六二号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年一〇月二二日農林水産省令第六二号)抄

(施行期日)

第一条 (第二十一条関係)

